

Maitrāyaṇī Saṃhitā

「祭火の礼拝」章の構成について

笠 松 直

1. MS I 5「祭火の礼拝」章は 14 節からなる。うち 1—4 が mantra 部分をなし、5—12 はその brāhmaṇa に当たる¹⁾：I 5, 1^m：RV 由来の 15 mantra と他に並行のない 2 mantra；I 5, 2^m：祭火の賞讃，祭主の祈願を述べる yajus 群；I 5, 3^m：RV 由来の 7 mantra と祭主の祈願の yajus；I 5, 4^m：RV 由来の 8（乃至 9）mantra と祭主の祈願の yajus；I 5, 5^p：Agnihotra に伴う，Āhavanīya 祭火への晩の礼拝（使用 mantra：I 5, 1，一部 I 5, 4）；I 5, 6^p：祭火設置から一年間毎に祭火更新のために行う Gārhapatya 祭火への礼拝（使用 mantra：I 5, 1）；I 5, 7^p：晩に礼拝を行う理由付けの議論²⁾，《早朝の手洗い》儀礼³⁾；I 5, 8^p：Āhavanīya 祭火への晩の礼拝（使用 mantra：I 5, 2）；I 5, 9^p：Āhavanīya，夜・昼，牝牛たちへの礼拝（使用 mantra：I 5, 2）；I 5, 10^p：Gārhapatya 祭火への礼拝（使用 mantra：I 5, 3）；I 5, 11^p：Āhavanīya 祭火への礼拝，敵対者を圧する呪文，天空地と諸方角への礼拝（使用 mantra：I 5, 4）；I 5, 12^p：祭式議論，夜の創出説話と諸韻律による家畜確保の因縁譚。ここまでは各 Yajurveda-Saṃhitā (YS) に並行部分が揃い、「祭火の礼拝」章の中核部分をなすものと考えられる。MS I 5, 13 及び 14 は独立した儀礼を述べる補遺部分と考えられ、各々個別に mantra と br. とを備える。MS I 5, 13 は移住に伴う Vāstospati 献供を扱う⁵⁾。br. 部分を先に述べ、mantra をその後に置くことで特異である (82, 1-10^p；82, 11-14^m)。MS I 5, 14 は旅行出立・帰宅時の祭火礼拝儀礼 (Pravāsoṣasthāna) を扱う。YS 各派「祭火の礼拝」関連箇所対応は以下の通り：

KpS	KS	MS	TS	VS/ŚB
IV 8 ^m #	VI 9 ^m		I 5, 5—6 ^m	III 11—36
V 1 ^m	VI 10 ^m	MS I 5, 1—4 ^m	I 5, 7—9 ^p	III 37—40
V 2 ^m : 59, 6—60, 13	VI 11 ^m 4 ^p #		I 5, 10 a—f ^m	
V 2 ^m : 60, 14—61, 12	VII 1—2 ^m	MS I 5, 5—12 ^p	(中略)	
V 3—9 ^p #	VII 3 ^m	I 5, 13 ^p #	III 4, 10 ^m #	ŚB
VI 1 ^p	VII 4—10 ^p	I 5, 14 ^m #	(以下略)	II 3, 2—II 3, 4
	VII 11 ^p		BaudhŚŚ III 13—14	II 4, 1

2. 一般に mantra 部分は使用順に mantra を列挙し、それに準じて br. 部分が意義付けや議論、論証を述べると期待されよう⁶⁾。しかし両者間には時折齟齬が存する。MS I 5, 5—6 の2節は共に MS I 5, 1 所収 mantra に関説し、二様の使用法を伝える。MS I 5, 6 の mantra 使用順は I 5, 1 言及順に準拠すると判断されるが(後述)、MS I 5, 5 はこれに反し、KS (VII 4) 説に類似する mantra 構成を教える。こうした齟齬や編集上の特異点は、各部分の編集年代差やその間の神学議論の進展を示唆するものであり、諸学派形成初期の学説形成、更には学派間の相互影響の事情を伺う縁となる。以下 MS I 5, 1 を巡る問題を指摘しこれを論ずる。

2. 1. MS I 5, 5 は冒頭に「もしその者の Agnihotra に詠唱が繋がれるなら、天界に到る [Agnihotra] がその者(祭主)に生じるのだ。そこに詠唱が繋がれない場合には、これは祭式ならざるものなのだ (MS I 5, 5:72, 3f.^p *yāsya vā agnihotrē stómo yujyāte svargām asmai bhavaty. āyajño vā eṣā yātra stómo nā yujyāte*)」と述べる⁷⁾。Agnihotra に詠唱は用いられない。他方「祭火の礼拝」は詠唱を備えるものとされ⁸⁾、Agnihotra に引き続き行われることで Agnihotra を祭式たらしめ、祭主を天界に至らせる⁹⁾。本節は MS I 5, 1 ①⑤¹⁰⁾、MS I 5, 4 ⑦⑨ さらに MS I 5, 1 ②③④⑤⑥ の延9讃歌を順次引用する。この配置順は、MS I 5, 1 ⑤ の重複を除けば、KS VII 4^p が教える配置順に一致する¹¹⁾。KS 学派は Agnihotra に際して行われる祭火礼拝に注目し、br. 段階で特別な mantra 構成法を案出したものと推測される。MS は KS VII 4^p 説の影響を受け、その結果 MS I 5, 5^p が自派 mantra 集成部分の配列に反する mantra の構成を採るに至ったと理解されよう¹²⁾。

2. 2. MS I 5, 6 は祭火設置後一年間が過ぎる度毎に行うべき、祭火を更新する効果を持つ祭火礼拝を定める¹³⁾：MS I 5, 6:74, 12—18^p *jīryati vā eṣā āhitah. paśūr hy āgnis... etābhir evāgneyapāvamānībhir agnyādhéyasya yājyānuvākhyābhir upasthéyas. téna vā eṣā nā jīryati. ténainam punarṇavām karoti. dvādaśābhir úpatiṣṭhate. dvādaśa māsāḥ saṃvatsarāḥ. saṃvatsarām evāptvāvarunddhe. 'gnīsomīyayā trayodaśyópasthéyó. 'sti māsas trayodaśás. tám evāitáyāptvāvarunddhe. //*「この [祭火] は、設置されると老いてゆくのだ。祭火は家畜であるから。… [中略] …Agnyādheya [の際] の、この同じ Agni Pavamāna に捧げられる yājyā・anuvākhyā 等によって [祭火は] 礼拝されるべきである。そのことによって、この者 (Agni) は老いないのだ。そのことによって当の者を再び新しくする。12 [の mantra] を用いて礼拝する。一年間は 12 ヶ月である。他ならぬ一年間を、獲得してから、確保することになる。Agni と Soma に捧げられる 13 番目の [讃歌] によって [祭火は] 礼拝されるべ

(302) Maitrāyaṇī Saṃhitā 「祭火の礼拝」章の構成について（笠 松）

きである。13 番目の月が存在する。他ならぬそれ（「十三」月）を、獲得してから、確保することになる」。本節は MS I 5, 1 所収の mantra を配列順に即して使用するものと考えられる¹⁴⁾。順次 12 mantra を 12 ヶ月（即ち一年間）と同置、Agni-Soma 讃歌である MS I 5, 1 ⑮（即ち RV I 93, 1）を「第 13 月」に同置し、これらを以って祭火を更新し、一年間を残りなく確保するとする。

3. MS I 5, 1 末尾の 2 つの韻文 yajus はあるアスペクトを持つ Agni に呼びかけ、それに相応する効果を祈願する mantra である：MS I 5, 1:67, 5ff.^m ⑯ *agnis tigmās tigmātejāḥ prāti rākṣo dāhatu sāhatām ārātīm / āpāghāśamsaṃ nudatām //* ⑰ *agne sapatnasāha sapātnān me sahasva / mā mā tītīṣaṇ tārīt //* 「鋭く、鋭い威光を持っている Agni は毀損力を迎え焼け、悪意を克服せよ。悪口を公言する者を突き放て。ライバルを克服する Agni よ、私のライバルたちを克服せよ。私を渡り越えようとする者があっても、その者が渡り越えることがないように」。これらは MS 「祭火の礼拝」章 br. 部分のみならず、Veda 文献を通じて一切言及されない。では当該 2 mantra の収録意図は何処にあるか。恐らく MS I 5, 1 は収録する全 mantra の使用を前提に古くに編集、固定されたものであろう。br. 編集時代までに祭火の礼拝方法・式次第を巡る議論が発展、MS I 5, 1 ⑯—⑰を使用すべき理由が失われ、結果今現在 MS I 5, 5—6 に見る、両 mantra を欠く現存の礼拝方式が成立したものと解釈できる¹⁵⁾。両 mantra は、Agni に呼びかけその加護を要請する MS I 5, 2: 4 所収の散文 yajus の魁となり、それらの発展拡張によって使用されなくなったものかもしれない。「祭火の礼拝」章所収 mantra の内、RV 由来の諸 mantra は YS 各派に概ね並行が揃う。他方、MS—KS に多数収録される願望成就の諸 yajus は、屢 TS 及び VS に並行が欠ける。これらの事実は、RV 讃歌由来の mantraこそが「祭火の礼拝」の中核をなすこと、祈願に関わる諸 yajus が本来的なものではなく、各学派内で取捨選択・拡張の余地があったことを示唆しよう。

1) MS 全編に互る概略は：DHARMADHIKARI, T.N. The Maitrāyaṇī Saṃhitā, Its Ritual and Language. Dissertation Poona 1969；Critical Exegesis of the Maitrāyaṇī Saṃhitā. ALB volumes 68-70, 2004-2006 [2006], 439—465（祭火礼拝章への関説は 450）。MS I-II の br. 部分の翻訳は：K.SAKAMOTO, Die Maitrāyaṇī-Saṃhitā I-II. Dissertation Freiburg 2000/2001。2) MS 及び Kāṭhaka Saṃhitā (KS ~ Kapiṣṭhala-KS [KpS]) は祭火礼拝義務を晩の客人接待義務と関連付けて論じる（MS I 5, 7:75, 1ff.^p；KS VII 5:66, 20f.^p = KpS V 4:63, 9f.^p）。ひとは家長として晩に客人接待義務を負うように、祭主として晩に祭火を礼拝せねばならない。早朝には接待義務はなく、祭火礼拝も行わない。3) MS は「他方、早朝には、福德である〔を齋す〕こと故、〔(客に)ものを〕与える。早朝には、《早朝の手洗い》

の際に[祭火は]礼拝されるべきだ (MS I 5, 7:75, 5f.^p *pūṇyatvāt tū prātār dadati. prātāranegēna prātār upasthēyas*)」と新説を唱え、他派説では想定外の、vihavya 讃歌 (RV X 128) 中の 4 詩節を用いた「《早朝の手洗い》によって獲得されたことのないものを獲得するのだ、囲い込まれたことのないものを囲い込む (MS I 5, 7:75, 7f.^p *prātāranegēna vā ānāptam āpnōty ānavaruddham āvarunddhe*)」と述べ、早朝の礼拝を行うべきと主張する。従来 *pūṇyatvāt* は「善意に基づいて aus Güte」乃至「任意に nach Belieben」と理解されてきた (Ed. v. SCHROEDER, 75, n.3; DELBRÜCK, AiSynt. 518; K. SAKAMOTO, Diss. 168, n.240)。しかし慣習法と祭式との並行関係から判断して、より積極的な意味を想定すべきである：早朝の客人接待は福德を齎す故に、祭火礼拝は利得の獲得のために行われるべきである。

4) KS VI 10—11^m は祭火礼拝に無関係の yājyānuvākya を収める。KpS はこの部分の並行を欠く。このうち KS VI 11^m の mantra 構成は MS IV 11, 5^m (Cāturmāsya 祭の yājyānuvākya) のそれにほぼ完全に一致し、両箇所は並行関係にあるものと考えられる。

5) 移動生活時代を前提とし、祭主が一族を連れて居住地を去る際に行うべき献供を教える。要約すれば：ある場所に 10 晩以上留まるならばそこは居住地 (*vāstu-*) と見做される。適切な献供によって鎮めねば、Rudra (Vāstoṣpati = Agni) は祭主を追跡し取り殺す。これは崇り神の鎮静を目的とする儀礼であって、祭火の賞讃やその加護、子孫繁栄等を願う前節までと異なる文脈にある。

6) 各 mantra 乃至式次第への言及は、話題の取捨選択や先取りで前後する可能性がある。但し YS「祭火の礼拝」章に於ては、そうした疑いの余地は少ないものと思われる。Taittirīya-Saṃhitā (TS) の「祭火の礼拝」章 (更に BaudhŚS の該当箇所) は典型例と言える。TS の br. 部分 (乃至 BaudhŚS III 8—9) は mantra 集成から順次引用、意義付けを加え或いは行作を定めており、同一の式次第を前提とすると信じ得る。

7) RV 由来の諸 mantra は天地を連絡し、これを確保する効果を持つとされる。例えば：MS I 5, 5:73, 3f.^p *ubhayāta eva stōmaṃ yunaktītās cāmūtas ca. devān vā eṣa prayūjya svargāṃ lokāṃ eti* 「(MS I 5, 1 ①⑤ の両 mantra を用いると) 他ならぬ両側に詠唱を繋ぐことになる、[つまり] こちらとあちらとに。この者 (祭主) は、神々を [自分の詠唱に] 繋ぎつけてから、太陽光ある世界 (天界) へ行くのだ」。以下の箇所では、祭主は諸韻律によって天界に赴くとされる：MS I 5, 10:78, 8f.^p *pārāṇ vā eṣa chāndobhiḥ svargāṃ lokāṃ ety anyādanyac chāndaḥ samārōham* 「向こうへと向かって、この者は、韻律たちによって太陽光ある世界へと赴くのだ、別々の韻律へと [順次] 登った後に」。

8) 詠唱 *stōma-* とは、Soma 祭に際して RV 讃歌の歌詞を旋律 *sāman-* に乗せた *stotrā-* を一定の仕方で組み合わせて歌うものを言う。「祭火の礼拝」の mantra 集成は多数の RV 讃歌を含むが、その詠唱の仕方については不明である。韻文の RV 讃歌を唱えること自体が詠唱 (乃至旋律 *sāman-*, TS) と見做された可能性も考えられる。

9) 並行箇所 TS I 5, 7, 1^p *āyajño vā eṣa yò 'sāmā* 「旋律のないものであれば、これは祭式ならざるものなのだ」 (= TB II 1, 5, 6 [Agnihotra])。同様の議論は他に：ŚBM I 4, 1, 1 [Darśa] *nāsāmā yajñò 'śtīti vā āhur* 「旋律のない祭式はない、と人々は言っているのだ (= ŚBK II 3, 4, 1)」。KS 並行箇所ではこの論点が分明でない：KS VII 4:65, 13f.^p *agnihotre stomo yuktavyo. yasya vā agnihotre stomo yujyate vasiyān bhavati* 「Agnihotra に詠唱が結び付けられるべきだ。その者の Agnihotra に詠唱が結び付けられれば、ひとはよりよくなる (=

(304) Maitrāyaṇī Saṃhitā 「祭火の礼拝」章の構成について (笠 松)

KpS V 3:61, 13f.^p)」. 「よりよい」ことの具体的内容は明言されない. 10) MS I 5, 1 ⑤ が繰り上がり第二位に位置することに注意すべきである. RV I 74, 1 と IX 54, 1 (= MS I 5, 1 ①⑤) を「祭火の礼拝」mantra 集冒頭に配置するのは KS (及び TS) の説である. なお本稿において丸数字は mantra 集成各節内の配列順を示す: MS I 5, 1 ① (:65, 6f. = RV I 74, 1), ② (:65, 8f. = RV VIII 44, 16), ③ (:65, 10f. = RV VI 60, 13), ④ (:65, 12f. = RV IV 7, 1), ⑤ (:66, 2f. = RV IX 54, 1), ⑥ (:66, 4f. ~ RV III 29, 10); MS I 5, 4 ⑦ (:71, 2 = RV VIII 51, 7a), ⑨ (:71, 3f. = RV IV 9, 8). 11) 即ち KS VI 9 ①② (= MS I 5, 1 ①⑤), KS VII 2 ⑦⑧ (= MS I 5, 4 ⑦⑨), KS VI 9 ③④ (= MS I 5, 1 ②③), ⑤ (~ MS I 5, 1 ④), ⑥ (= MS I 5, 1 ⑥) の延べ 8 讃歌. 12) それ故 MS I 5, 4 ⑧ (:71, 2 = RV VIII 52, 7a) への言及が欠けたものと考えられる. TS 及び VS — ŚB 並行箇所はこの種の逸脱は存しない. 他方 KātyŚS は自派聖典から逸脱し寧ろ KS VII 4 説に類似点を持つ mantra 構成を教える: KātyŚS IV 12, 3 *tisras trir* <upaprayanto> <śya pratnām> <pari te> <citrāvasav> iti ca // 「そして 3 [讃歌] を三度: <[我々は祭式行為] に就きつつ [mantra を Agni のために唱えたい, 遠く [でも] 我々の許でも耳を傾けている彼のために] (VS III 11 = RV I 74, 1; KS VI 9 ①)>, <彼の昔の [輝きに従って恥じない者達は輝くミルクを搾り出した, 千 [牛] を勝ち取る聖仙を搾って] (VS III 16 = RV IX 54, 1; KS VI 9 ②)>, <君の [欺き難い戦車は我々へと, あらゆる所から到達せよ, それを以て君が捧げる者達を護るところの戦車は] (VS III 36 = RV IV 9, 8; KS VII 2 ⑧)> [と唱え], そして <色とりどりの財産を持つ者よ [君に安寧あれ. 向こう岸へ私は辿り着きたい] (VS III 18)> と [唱える]」. VS III 16 及び 36 の繰上げ使用と, その結果 KS VII 4 説冒頭部分に mantra 構成が一致する点に注意されたい. 13) 毎晩の祭火礼拝義務と一年一度行うべき祭火礼拝との相違については筆者「「祭火の礼拝」とその義務」『印仏研』56-1, 269—273 を参照されたし. 14) MS I 5, 6 が pratika で引用する 7 mantra: MS I 5, 1 ①—⑥ 及び ⑦ (:66, 6f. = RV IV 39, 6) の使用は疑いない. 以下 MS I 5, 1 ⑧—⑭ (:66, 8f. = RV IX 66, 19; 66, 10f. = RV IX 66, 20; 66, 12f. ~ RV IX 66, 21; 66, 14f. = RV V 26, 1; 66, 16f. = RV I 12, 10; 66, 18f. ~ RV VIII 44, 21; 67, 1f. = RV VIII 44, 17) の引用は存しない. MS I 5, 6 が「13 番目」とする Agni-Soma 讃歌は MS I 5, 1 ⑮ (:67, 3f. = RV I 93, 1) 以外ない. 指定された順番と実際の編集順との齟齬に解釈が必要だが, 恐らく MS I 5, 1 ⑧—⑩ (:66, 8ff. ~ RV IX 66, 19—21) の tṛca を纏めて一つと数えるのが最も自然で難点が少ない. 15) 逆に両 mantra を後代の挿入と疑うことも可能であるが, この場合も該 mantra がこの位置に存すべき理由, 使用法は謎のまま残る.

(本研究は平成 20 年度科学研究費補助金・若手研究スタートアップ・課題番号 20820004 による研究成果の一部である)

〈キーワード〉 Agnyupasthāna, 祭火の礼拝, Maitrāyaṇī Saṃhitā, *pūṇyatva-*

(東北大学大学院専門研究員)